

## 資料2 学校におけるいじめの防止等のための職務別ポイント

### 1 いじめの防止のための措置

#### (1) 学級担任等

- ① 日常的にいじめの問題についてふれ、「いじめは人間として絶対に許されない」という学級の雰囲気醸成する。
- ② はやし立てたり見て見ぬふりをしたりする行為もいじめを肯定していることを理解させ、いじめの傍観者からいじめを抑制する仲裁者への転換を図ることを指導する。
- ③ 一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりを進める。
- ④ 教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払うようにする。

#### (2) 養護教諭

- ① 学校保健委員会等の学校の教育活動の様々な場面で命の大切さを取り上げる。

#### (3) 生徒指導主事

- ① いじめの問題について、全職員で指導する体制の構築に努める。
- ② いじめの問題について校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、教職員の共通理解を図る。
- ③ 日常から関係機関等との連携を図り、情報交換に努める。

#### (4) 管理職

- ① 学校の教育活動全体において、全職員でいじめの防止に取り組んでいく意識と体制を構築する。
- ② 全校朝会や集会等で、校長が日常的にいじめの問題についてふれ、「いじめは人間として絶対に許されない」という学校の雰囲気醸成する。
- ③ 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等に計画的に取り組む。
- ④ 児童が自己有用感を高められる場面や困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設けるよう、教職員に周知する。
- ⑤ いじめの問題に児童自らが主体的に参加できるよう、児童会との連携を図る。

### 2 早期発見のための措置

#### (1) 学級担任等

- ① 日頃から、児童の状況の把握や信頼関係の構築等に努め、児童が示す

小さな変化や危険信号を見逃さないように努める。

② 休み時間等の児童との会話や日記等を活用し、交友関係や悩み等を把握する。

③ アンケートや教育相談を活用し、児童の状況把握に努める。

(2) 養護教諭

① 健康観察等をはじめ、児童の体の不調の状況把握に努める。

② 保健室での相談から、児童相互の人間関係の状況把握に努める。

(3) 生徒指導主事

① 日常の児童の言動に注意を払い、小さな変化を見逃さずに状況把握に努める。

② 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等に計画的に取り組む。

③ SC、SSW等による相談の利用、電話相談窓口について周知する。

④ 休み時間や昼休みの校内巡視や放課後の校区内巡回等において、子どもが生活する場の異常の有無を確認する。

(4) 管理職

① 児童及び保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。

② 学校における教育相談が、児童の悩みを積極的に受け止められる体制となり、適切に機能しているか、定期的に点検する。

### 3 いじめに対する措置

(1) 情報を集める

① 学級担任等、養護教諭

ア いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めさせる。

イ 児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。

ウ 発見・通報を受けた場合は、速やかに関係児童から聞き取るなどして、いじめの正確な実態把握を行う。その際、他の児童の目にふれないよう、聞き取りの場所、時間等に慎重な配慮を行う。

エ いじめた児童が複数いる場合は、同時刻にかつ個別に聞き取りを行う。

(2) 指導・支援体制を組む

① 組織

ア 正確な実態把握に基づき、学級担任等、養護教諭、生徒指導主事、管理職等で役割を分担した指導・支援体制を組む。

○ いじめられた児童やいじめた児童への対応

- その保護者への対応
- 教育委員会や関係機関等との連携の必要性の有無 等
- イ 些細な兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確なかかわりをもつ。
- ウ 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。
- エ 現状を常に把握し、随時、指導・支援体制に修正を加え、「組織」でより適切に対応する。

(3) 子どもへの指導・支援を行う

① いじめられた児童に対応する教員

- ア いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するとともに、いじめられた児童に対し、徹底して守り通すことを伝え、不安を除去する。
- イ いじめられた児童にとって信頼できる人(親しい友人や教職員、家族、地域の人等)と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。
- ウ いじめられている児童に「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝える等など、自尊感情を高めるよう留意する。

② いじめた児童に対応する教員

- ア いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- イ 必要に応じて、いじめた児童を別室において指導したり、出席停止制度を活用したりして、いじめられた児童が落ち着いて教育を受ける環境を確保する。
- ウ いじめる児童に指導を行っても十分な効果を上げることが困難である場合は、所轄警察署等とも連携して対応する。
- エ いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向ける。
- オ 不満やストレス(交友関係や学習、進路、家庭の悩み等)があっても、いじめに向かうのではなく、運動や読書などでの的確に発散できる力を育むよう指導する。

③ 学級担任

- ア 学級等で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。
- イ いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇

気をもつよう指導する。

ウ はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを指導する。

④ 組織

ア 状況に応じて、SC、SSW、スクールサポーターの協力を得るなど、対応に困難がある場合のサポート体制を整える。

イ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折にふれ必要な指導を行う。

ウ 指導記録等を確実に保存し、児童の進学・進級や転学に当たって、適切に引継ぎを行う。

(4) 保護者と連携する

① 学級担任を含む複数の教員

ア 家庭訪問(加害、被害とも。学級担任を中心に複数人で対応。)等により、迅速に事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。

イ いじめられた児童を徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り保護者の不安を取り除く。

ウ 事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。